

# 宮城県公報

行 政 官 公 報  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

### 告 示

○保安林の指定の解除

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

○土地区画整理事業の事業計画の認可

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

### 選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○包括外部監査結果に対する措置の公表

### 収用委員会

○県道石巻鮎川線十八成浜事件裁決手続開始決定

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 規 則

ページ

(産業人材対策課)

(同)

(同)

(森林整備課)

(同)

(同)

(防災砂防課)

(同)

(都市計画課)

(住宅課)

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第一号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表短期課程の項中

「一〇人」「一〇人」を「二〇人」「二〇人」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第二号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第三条第一項第六号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別表第一号中「両眼」を「視力の良い方の眼」に、「の和〇・〇八」を「が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁」に改める。

様式第一号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」及び「昭・平 年 月 日」を「年 月 日」及び「平

成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

〔(適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)〕を

「(適用区分) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 第 条 項 号 (附則第 条 項 号) 及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に

「第 条 第 号」を「第 条 第 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の職業訓練給付金支給規則様式第一号は、当分の間、改正後の職業訓練給付金支給規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
一 本吉郡南三陸町戸倉字戸倉一二七の二
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町歌津字大沼一七七の一、一七七の二三から一七七の一五まで、字小沼一一〇の六、字板橋一七六の一〇

- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

○宮城県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
白石市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、白石市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
白石市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、白石市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
平成三十一年一月二十九日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
平成三十一年一月二十九日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。  
平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
伝上山三丁目	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山三丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
留ヶ谷	急傾斜地の崩壊	多賀城市留ヶ谷一丁目（次の図のとおり）		
笠神一丁目	急傾斜地の崩壊	多賀城市笠神一丁目（次の図のとおり）		

旦ノ原	荻ヶ倉西	荻ヶ倉東	1 問保堂西の	台ヶ森北	栃木沢	橋本	中峯の1	一の坂の1	松原	名子沢	上ノ山沢2	上ノ山沢1	根柄沢	中央	浮島	留ヶ谷	笠神二丁目	笠神一丁目	笠神五丁目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡大和町吉田字旦ノ原(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字荻ヶ倉西(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字荻ヶ倉東(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字問保堂西(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字台ヶ森北(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字栃木沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字橋本(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字中峯(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字一の坂(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字松原(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合三ヶ内字名子沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合報恩寺上ノ山(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合報恩寺上ノ山(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合報恩寺根柄沢(次の図のとおり)	多賀城市中央二丁目(次の図のとおり)	多賀城市浮島二丁目(次の図のとおり)	多賀城市留ヶ谷一丁目(次の図のとおり)	多賀城市笠神二丁目(次の図のとおり)	多賀城市笠神一丁目(次の図のとおり)	多賀城市笠神五丁目(次の図のとおり)

天ヶ沢	砂子田三番の3	砂子田三番の2	砂子田三番の1	屋敷下	笹倉の1	撫倉	高山の2	高山の1	馬場の2	塚越の2	塚越の1	2 塚越三番の	1 塚越三番の	名子沢	乳母神	沢田	銅ノ沢	新田	行屋下	堂ノ前
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡大和町鶴巣鳥屋字天ヶ沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣柳字砂子田三番(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣柳字砂子田三番(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字屋敷下(次の図のとおり)	黒川郡大和町宮床字笹倉(次の図のとおり)	黒川郡大和町宮床字撫倉(次の図のとおり)	黒川郡大和町宮床字高山(次の図のとおり)	黒川郡大和町宮床字高山(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合相川字馬場(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合相川字塚越(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合相川字塚越(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合相川字塚越三番(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合相川字塚越三番(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合三ヶ内字名子沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合報恩寺字乳母神(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合報恩寺字沢田(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合報恩寺字銅ノ沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合蒜袋字新田(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合蒜袋字行屋下(次の図のとおり)	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前(次の図のとおり)	



城の内の2	城の内の1	富沢の2	富沢の1	蛇沼の2	蛇沼の1	芝山	天沼	古館	天神前	岩の沢2	岩の沢1	2 朝田貫沢1	1 朝田貫沢1	南の沢	相川の沢10	相川の沢9	相川の沢8	相川の沢7	相川の沢6	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
登米市東和町米川字館ノ下（次の図のとおり）	登米市東和町米川字小出沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字富沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字富沢（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字蛇沼（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字蛇沼（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字芝山（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字芝山（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字古館（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字天神前（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字岩の沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字岩の沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字南沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）

根郭の2	根郭の1	大綱木の3	大綱木の2	大綱木の1	中嶋	東綱木の2	東綱木の1	山沢	二良根の3	二良根の2	二良根の1	川端の5	川端の4	川端の3	川端の2	川端の1	大木沢	山根	城の内の3	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町米谷字根郭（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字古館（次の図のとおり）	登米市東和町米川字大綱木（次の図のとおり）	登米市東和町米川字大綱木（次の図のとおり）	登米市東和町米川字大綱木（次の図のとおり）	登米市東和町米川字中嶋（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字山沢（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字八ヶ森（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字二良根（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字二良根（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字八ヶ森（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字八ヶ森（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字天留居（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字川端（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字川端（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字大木沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）	登米市東和町米川字城ノ内（次の図のとおり）	

照井の1	照井の3	寺沢	候望峠	根廻の2	朝田貫の1	朝田貫の2	朝田貫の3	朝田貫の4	朝田貫の5	朝田貫の6	相川の1	南の沢の1	南の沢の2	南の沢の3	相川の3	相川の4	南の沢の4	大沢の2	大沢の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町米谷字照井（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字照井（次の図のとおり）	登米市東和町米谷寺沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷雨乞（次の図のとおり）	登米市東和町米谷根廻（次の図のとおり）	登米市東和町米谷朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷朝田貫（次の図のとおり）	登米市東和町米谷南沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷南沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷南沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷南沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷相川（次の図のとおり）	登米市東和町米谷滝沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷吉田（次の図のとおり）

吉田の2	吉田の3	吉田の4	吉田の5	根郭の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町米谷滝沢、吉田（次の図のとおり）	登米市東和町米谷吉田（次の図のとおり）	登米市東和町米谷吉田（次の図のとおり）	登米市東和町米谷吉田（次の図のとおり）	登米市東和町米谷根郭（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
二良根沢	土石流	登米市東和町錦織字二良根（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
八ヶ森沢4	土石流	登米市東和町錦織字天留居（次の図のとおり）	
地藏田沢	土石流	登米市東和町米谷字根廻（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

平成三十一年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



県営新坂住宅								県営桜ヶ丘住宅											
同								同											
同	同	平成 四年度	同	同	同	同	昭 和五 十四 年度	同	同	同	同	同	同	昭 和五 十二 年度	同	同	同	平 成九 年度	同
同	同	同	同	同	同	同	高 層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七
〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九一六三	〇・九〇六一	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇一						
〇・八一六〇	〇・八一六〇	〇・六九五四	〇・七四〇七	〇・六三二九	〇・六一七八	〇・五九六六	〇・四五三五	〇・六三〇〇	〇・五四九九	〇・五四五一	〇・五四五一	〇・四四〇九	〇・四四〇九	〇・四三五一	一・〇六四八	〇・九二二九	〇・八八一七	〇・七六〇一	一・〇五八六
八二、九〇〇円	八二、八〇〇円	七〇、七〇〇円	七二、四〇〇円	六二、一〇〇円	六〇、八〇〇円	五八、七〇〇円	四五、一〇〇円	六八、〇〇〇円	五七、二〇〇円	六一、四〇〇円	五六、九〇〇円	五一、〇〇〇円	四九、四〇〇円	四九、六〇〇円	一二七、〇〇〇円	一一一、八〇〇円	一〇六、九〇〇円	九二、三〇〇円	一三六、九〇〇円

県営広瀬住宅														県営新坂住宅 (身体障害者向け 住宅)					
同														同					
同	同	昭 和六 十三 年度	同	同	同	同	昭 和六 十二 年度	同	同	同	同	昭 和六 十年 度	同	同	昭 和五 十九 年度	同	同	昭 和五 十四 年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層耐 火造	同	同	同	同	同
七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	七一・三	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九	七六・八
〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九六六三	〇・九六六三
〇・八一〇七	〇・七六六三	〇・六四三五	〇・九五〇七	〇・九二二六	〇・七九九四	〇・七五五六	〇・六三四五	〇・九一三〇	〇・八八六八	〇・七七六八	〇・七三四三	〇・六一六六	〇・八九九七	〇・七六五五	〇・六〇七六	〇・六六三三	〇・五七九二	〇・五六二二	〇・九八五五
七三、〇〇〇円	六八、六〇〇円	五八、〇〇〇円	八七、三〇〇円	八四、一〇〇円	七三、八〇〇円	七〇、一〇〇円	五八、八〇〇円	八四、二〇〇円	八二、三〇〇円	七一、六〇〇円	六八、七〇〇円	五七、〇〇〇円	八三、六〇〇円	七一、一〇〇円	五六、六〇〇円	六四、〇〇〇円	五六、八〇〇円	五四、七〇〇円	九九、九〇〇円

県営梶の杜住宅	県営支倉住宅															県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)				
同	同															同				
同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同
高層耐 火造	同	同	同	同	中層耐 火造	同	簡易耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同
五〇・四	七七・七	七五・三	六一・七	五一・五	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七二・三	八四・八	八一・四	
〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五〇九	〇・九五〇九	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九六八一	〇・九五四〇	〇・九〇四〇	〇・九〇四〇	
〇・五五四五	〇・八五四九	〇・八二八五	〇・六七八九	〇・五六六七	〇・一八二八	〇・一七四七	〇・九九三八	〇・八五〇〇	〇・八二六〇	〇・八二六〇	〇・八三三五	〇・八三三五	〇・八一七三	〇・六六七一	〇・六六〇八	〇・六五五八	〇・八〇七八	〇・九六四二	〇・九二五五	
五五、九〇〇円	八四、八〇〇円	八三、三〇〇円	六六、三〇〇円	五五、九〇〇円	三三、七〇〇円	三三、一〇〇円	七八、九〇〇円	六七、〇〇〇円	六五、五〇〇円	六五、〇〇〇円	六五、三〇〇円	六四、八〇〇円	六四、四〇〇円	五三、〇〇〇円	五三、二〇〇円	五三、一〇〇円	七二、二〇〇円	八五、八〇〇円	八二、〇〇〇円	

県営六丁目東住宅	県営六丁目住宅	県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)	県営中倉住宅	県営燕沢住宅				県営岩切住宅				県営蒲生住宅							
同	同	同	同	同				同				同							
同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同
同	同	高層耐 火造	中層耐 火造	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同
六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三	六一・二	五一・三
〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九二六三	〇・九七八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇一七	〇・九〇一七	〇・九〇一七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七
〇・七六四二	〇・七三九五	〇・五九二五	〇・六四八〇	〇・六四七〇	〇・六一三九	〇・六四六一	〇・七四三六	〇・六五三四	〇・七三三八	〇・六四三九	〇・七〇三三	〇・六三三九	〇・七六一七	〇・六八一五	〇・六三八三	〇・八三七三	〇・七四〇五	〇・六七三四	〇・五六四四
七七、〇〇〇円	七三、八〇〇円	六〇、〇〇〇円	六三、三〇〇円	五九、一〇〇円	五八、五〇〇円	五六、六〇〇円	七三、〇〇〇円	六四、五〇〇円	六九、七〇〇円	六一、六〇〇円	六一、八〇〇円	五五、九〇〇円	七〇、六〇〇円	六三、三〇〇円	五九、四〇〇円	八四、二〇〇円	七四、五〇〇円	六六、九〇〇円	五六、八〇〇円

県営将監第一住宅					県営黒松第三住宅					県営黒松第二住宅					県営太白住宅				
同					同					同					同				
同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同
六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三	五五・九	八二・四	七九・九	七八・五
〇・九六四八	〇・九六四八	〇・九六四八	〇・九六四八	〇・九六四八	〇・九一四八	〇・九一七五	〇・九一七五	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九三三一	〇・九三三一	〇・九三三一
〇・七四六七	〇・六八一七	〇・四五八九	〇・四五八一	〇・四四六〇	〇・三四六四	〇・三三四五	〇・三三八〇	〇・三三三三	〇・三二五八	〇・三二二七	〇・三〇九三	〇・三〇九三	〇・五七七七	〇・五五五二	〇・五六八三	〇・五三三七	〇・九三〇一	〇・九〇一九	〇・八八六〇
九八、九〇〇円	九六、三〇〇円	五七、三〇〇円	五七、一〇〇円	四八、一〇〇円	二七、四〇〇円	二八、九〇〇円	二六、七〇〇円	三〇、四〇〇円	二九、〇〇〇円	二七、八〇〇円	二八、九〇〇円	二七、八〇〇円	四四、一〇〇円	四二、七〇〇円	四四、七〇〇円	四二、三〇〇円	九三、一〇〇円	九〇、一〇〇円	九〇、一〇〇円

	県営将監第四住宅	県営将監第三住宅					県営将監第二住宅					県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)							
	同	同					同					同							
昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	
〇・九一四五	〇・九六三三	〇・九二三三	〇・九六四七	〇・九一四七	〇・九四四七	〇・九六三三	〇・九六三五	〇・九六三五	〇・九六三五	〇・九六三五	〇・九六三五	〇・九六三五	〇・九六三五	〇・九二二五	〇・九二二五	〇・九六四八	〇・九六四八	〇・九六四八	
〇・四二二八	〇・四六五六	〇・三八七七	〇・四九三七	〇・四二二九	〇・三八八八	〇・九三九六	〇・九一〇五	〇・七三九四	〇・六六九三	〇・四六九一	〇・四六四八	〇・四三七一	〇・三五七二	〇・三四五五	〇・四五八九	〇・九三二四	〇・八八六六	〇・九〇八九	
三六、一〇〇円	四六、九〇〇円	三一、九〇〇円	四七、一〇〇円	三三、一〇〇円	三三、八〇〇円	一〇九、五〇〇円	一〇七、八〇〇円	八三、一〇〇円	八、一〇〇円	五四、七〇〇円	五三、九〇〇円	四一、二〇〇円	二六、三〇〇円	二四、八〇〇円	五七、三〇〇円	一一四、三〇〇円	九五、八〇〇円	一一七、七〇〇円	七八、三〇〇円

県営七北田住宅		県営虹の丘住宅		県営加茂第二住宅								県営加茂住宅			県営将監第五住宅				
同		同		同								同			同				
同	昭和六十三年	同	昭和六十一年	同	同	昭和六十三年	同	同	同	昭和六十年	同	同	昭和五十八年	昭和五十七年	昭和五十五年	昭和五十八年	同	昭和五十年	同
同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	簡易耐火造	同
六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇	六〇・七	六一・四	六一・四	五七・九
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇八四	〇・九〇七八	〇・九〇七八	〇・九〇七八	〇・九一四五	〇・九一四五	〇・九一三三	〇・九一四五
〇・八三五一	〇・七二五六	〇・七六八六	〇・六七五三	〇・八二四九	〇・七三八一	〇・六九二二	〇・七九〇四	〇・七〇七二	〇・六六三三	〇・六八六六	〇・六四五二	〇・六四三〇	〇・七二五六	〇・六二八八	〇・五七八二	〇・六四九五	〇・五七八二	〇・五七六七	〇・五三九九
七八、三〇〇円	六八、三〇〇円	八〇、二〇〇円	七〇、五〇〇円	七一、三〇〇円	六三、九〇〇円	六〇、三〇〇円	七三、八〇〇円	六六、一〇〇円	六二、一〇〇円	六四、九〇〇円	六一、二〇〇円	六一、〇〇〇円	六三、九〇〇円	五六、九〇〇円	五〇、九〇〇円	六七、八〇〇円	四五、七〇〇円	四四、一〇〇円	四四、〇〇〇円

県営松陵住宅													県営黒松第四住宅		県営加茂第三住宅				
同													同		同				
同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成元年度	同	同
高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同
五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四
〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九二九九	〇・九二九九	〇・九一八〇	〇・九一八〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
〇・七五三八	一・〇四二二	〇・八七〇三	〇・七五五四	〇・六六〇二	一・〇二七四	〇・八八五六	〇・八四九二	〇・七三三八	〇・七三三七	一・〇〇一〇	〇・八三六七	〇・六九七四	〇・六三四七	〇・八〇八五	〇・七二〇四	〇・八〇〇八	〇・七〇三六	〇・九五〇八	〇・九三三八
八六、九〇〇円	一一六、二〇〇円	九二、八〇〇円	七五、六〇〇円	七一、七〇〇円	八七、八〇〇円	七五、七〇〇円	七二、六〇〇円	六二、六〇〇円	六一、三〇〇円	八四、五〇〇円	七〇、二〇〇円	五八、四〇〇円	五三、四〇〇円	六六、五〇〇円	六〇、〇〇〇円	六五、四〇〇円	五八、三〇〇円	八八、四〇〇円	八三、〇〇〇円

県営石巻蛇田住宅																			
石巻市																			
同	同	同	平成 六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成 五年度	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火中 造層耐	同	同	同	同
六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五
〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三	〇・九五七三
〇・六四三七	〇・六四一六	〇・五三六六	〇・五一四一	〇・七九九六	〇・七五三三	〇・六七一七	〇・六六五七	〇・六六三六	〇・六五九六	〇・六四三二	〇・六四〇四	〇・六三五四	〇・六三三四	〇・五二九七	〇・五〇七五	一・〇六八六	〇・九二一一	〇・八八三三	〇・七六三三
八七、一〇〇円	八七、八〇〇円	七二、八〇〇円	七〇、一〇〇円	一〇〇、三〇〇円	九三、六〇〇円	八六、七〇〇円	八三、六〇〇円	八四、二〇〇円	八四、八〇〇円	八一、一〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、八〇〇円	八一、四〇〇円	六七、五〇〇円	六五、〇〇〇円	一三三、九〇〇円	一〇六、〇〇〇円	一〇一、九〇〇円	八七、二〇〇円

県営石巻吉野住宅			県営石巻鹿妻住宅							県営石巻水押住宅										
同			同							同										
同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	火 造 高 層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	
〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九三三五	〇・九二二九	〇・九三三五	〇・九二九三	〇・九二九三	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	〇・九九八〇	
〇・五一四二	〇・五〇六〇	〇・四〇二七	〇・四九九一	〇・四四三八	〇・四一八三	〇・三三六七	〇・四一一八	〇・四一五	〇・四〇五〇	〇・三六七四	〇・三三〇一	〇・八一〇〇	〇・七六三二	〇・六八〇四	〇・六七四三	〇・六七三三	〇・六六八二	〇・六五〇九	〇・六四八八	
五九、〇〇〇円	五七、六〇〇円	四六、三〇〇円	四三、八〇〇円	三九、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三〇、四〇〇円	三六、三〇〇円	三八、二〇〇円	三六、二〇〇円	三六、一〇〇円	三三、八〇〇円	一〇八、一〇〇円	一〇〇、九〇〇円	九三、四〇〇円	九〇、一〇〇円	九〇、八〇〇円	九一、四〇〇円	八七、四〇〇円	八六、二〇〇円	

	県宮石巻渡波住宅 (老人世帯向け住宅)		県宮石巻渡波住宅		県宮石巻西境谷地住宅			県宮石巻黄金浜住宅		県宮石巻門脇住宅		県宮桃生中津山住宅		県宮河南鹿又住宅		県宮石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)			
	同		同		同			同		同		同		同		同			
昭和五十年	同	同	同	平成九年度	同	同	平成四年度	同	平成二年度	同	昭和六十三年度	平成二年度	昭和六十三年度	同	昭和五十八年度	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	
五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六〇・五	六三・二	七七・二	七七・二	
〇・九三三六	〇・九六九七	〇・九六九七	〇・九六九七	〇・九六九七	〇・九八二八	〇・九八二八	〇・九八二八	〇・九二八〇	〇・九二八〇	〇・九三五〇	〇・九三五〇	〇・九一五二	〇・九一五二	〇・九一七六	〇・九二七六	〇・九六三四	〇・九三三四	〇・九三三四	
〇・三三八七	〇・六六七九	〇・五七〇七	〇・七九五七	〇・六六七九	〇・七二二六	〇・六五三八	〇・四七七七	〇・六一五五	〇・五四〇八	〇・六〇三三	〇・五三〇一	〇・五二四二	〇・五〇二五	〇・五二〇一	〇・四八七一	〇・五四三三	〇・六三四九	〇・六二八〇	
二八、九〇〇円	九八、七〇〇円	八四、六〇〇円	一一七、四〇〇円	九八、七〇〇円	五四、二〇〇円	五三、九〇〇円	三七、五〇〇円	四五、六〇〇円	四〇、六〇〇円	六〇、五〇〇円	五三、四〇〇円	三九、五〇〇円	二一、九〇〇円	五六、七〇〇円	五三、五〇〇円	五六、〇〇〇円	七一、九〇〇円	七一、九〇〇円	六八、九〇〇円

県宮塩釜釜舟入住宅		県宮塩釜天満崎住宅			県宮塩釜北浜住宅		県宮塩釜庚塚住宅		県宮塩釜清水沢住宅										
同		同			同		同		塩竈市										
同	同	昭和六十二年	同	昭和五十六年	昭和五十五年	同	昭和五十四年	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	同	同	昭和五十一年	同
同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五一・二	三二・七	五七・九
〇・九二二八	〇・九二二八	〇・九二二八	〇・九三〇一	〇・九三〇一	〇・九三〇三	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九四二六	〇・九三三六	〇・九三三六	〇・九三三六	〇・九三三六
〇・五八九〇	〇・五八六五	〇・四八八七	〇・四八九二	〇・四六九五	〇・四九一九	〇・四六四七	〇・四四六七	〇・七二九四	〇・六〇六四	〇・六〇〇八	〇・四七八七	〇・七〇〇五	〇・五八二四	〇・五七七〇	〇・四五九八	〇・四四四一	〇・三七五〇	〇・二三九五	〇・四一七〇
五八、八〇〇円	五八、六〇〇円	四八、九〇〇円	三九、五〇〇円	三七、一〇〇円	三六、九〇〇円	三七、二〇〇円	三六、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六三、六〇〇円	六三、〇〇〇円	五〇、三〇〇円	五五、三〇〇円	四六、一〇〇円	四五、六〇〇円	三六、四〇〇円	三四、九〇〇円	三三、四〇〇円	三三、〇〇〇円	三一、七〇〇円

県営名取飯野坂住宅						県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅			県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅				
同						名取市			白石市			同		気仙沼市				
同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭和三十九年度	同	同	昭和三十九年度	同	平成元年度	昭和三十三年度	同	昭和三十一年度	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同
七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・二
〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九六六九	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九二七二	〇・九二七二	〇・九二七二	〇・九一四二	〇・九一四二	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九二二八	〇・九二二八
〇・八二〇七	〇・七四九八	〇・七四七八	〇・六八六一	〇・六五三三	〇・四九六一	〇・四三九九	〇・四〇九四	〇・三九九二	〇・三〇五四	〇・三〇二二	〇・三〇二二	〇・四九七四	〇・四八〇一	〇・三六三八	〇・三五二〇	〇・三四三三	〇・六八五一	〇・六七九〇
六九、二〇〇円	六〇、九〇〇円	六〇、九〇〇円	六〇、六〇〇円	五五、〇〇〇円	四一、九〇〇円	三七、六〇〇円	三五、〇〇〇円	三四、三〇〇円	二七、三〇〇円	二七、三〇〇円	二一、〇〇〇円	四二、一〇〇円	四一、〇〇〇円	三一、五〇〇円	三一、九〇〇円	三一、三〇〇円	六八、四〇〇円	六七、七〇〇円

県営名取増田住宅				県営名取手倉田第二住宅				県営名取谷津山住宅								県営名取名取が丘四丁目住宅			
同				同				同								同			
同	平成三年度	昭和三十一年度	昭和三十年	同	同	平成二十五年度	昭和三十六年度	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	
〇・九九三八	〇・九九三八	〇・九四三八	〇・九四三八	〇・九八九九	〇・九八九九	〇・九八九九	〇・九三九九	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六七七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	
〇・七〇〇一	〇・五八四四	〇・五六〇三	〇・五五三三	〇・九二二五	〇・七七三三	〇・四五二二	〇・五七七四	〇・八二九一	〇・七八〇一	〇・七二二四	〇・七三三〇	〇・六八二三	〇・六七八〇	〇・六〇五一	〇・八四〇九	〇・七五三二	〇・七二二八	〇・五八八四	
五〇、〇〇〇円	四二、二〇〇円	五〇、七〇〇円	四九、二〇〇円	一一三、三〇〇円	一〇四、六〇〇円	六一、一〇〇円	四五、一〇〇円	九二、〇〇〇円	八七、三〇〇円	七九、三〇〇円	七九、五〇〇円	七六、五〇〇円	七七、五〇〇円	六七、五〇〇円	六四、六〇〇円	一一一、一〇〇円	九四、八〇〇円	八二、〇〇〇円	

宅 県営多賀城浮島住		宅 県営多賀城中峯元		宅 県営多賀城大代住		宅 県営多賀城八幡住										県営角田横倉住宅					
同		同		同		多賀城市										角田市					
年昭 和五十三	同	年昭 和五十二	度昭 和五十年	同	平成 三年度	同	同	年昭 和六十一	同	同	同	同	度昭 和六十年	年昭 和四十一	年昭 和三十五	年昭 和三十四	年昭 和三十三年	同	平成 五年度	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・〇	五七・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二	五五・三	六八・九	六八・九	六二・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九		
〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九一七三	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九二七一	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九九三八		
〇・三九三三	〇・四九五三	〇・四九〇一	〇・三七三三	〇・七三〇六	〇・五九〇九	〇・七五四四	〇・六五七一	〇・五三三八	〇・六五四三	〇・六五四三	〇・五八八八	〇・五〇九〇	〇・二七六九	〇・二二九九	〇・二二九九	〇・二〇九八	〇・六六八七	〇・五七八八	〇・八三四四		
三三、一〇〇円	四〇、三〇〇円	四〇、三〇〇円	三一、六〇〇円	五四、六〇〇円	四四、三〇〇円	七四、六〇〇円	六五、二〇〇円	五三、二〇〇円	六二、八〇〇円	六二、〇〇〇円	五六、九〇〇円	四九、二〇〇円	一七、九〇〇円	二二、八〇〇円	一一、八〇〇円	一〇、九〇〇円	九五、三〇〇円	八四、〇〇〇円	五九、五〇〇円		

宅 県営岩沼相の原住 (身体障害者向け 住宅)		宅 県営岩沼相の原住										県営岩沼亀塚住宅							
同		同										岩沼市							
年昭 和五十五	同	年昭 和五十一	年昭 和五十六	同	同	同	同	同	年昭 和五十一	同	同	同	度昭 和五十年	同	同	年昭 和四十九	年昭 和四十七	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九
〇・九三二〇	〇・九八七八	〇・九八七八	〇・九三五〇	〇・九八七八	〇・九三七八	〇・九三七八	〇・九三七八	〇・九三七八	〇・九三七八	〇・九三七八	〇・九八七八	〇・九三七八	〇・九三七八	〇・九四二五	〇・九四二五	〇・九四二五	〇・九四六〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・四六一九	〇・四四九二	〇・四四九二	〇・四八六六	〇・四八二八	〇・四二六五	〇・四二六五	〇・四二八七	〇・三七七九	〇・三七七九	〇・三七七八	〇・三八六二	〇・三三六七	〇・三三六七	〇・四一四二	〇・三三三七	〇・三三九一	〇・三〇一五	〇・五八二九	〇・四八八六
三九、八〇〇円	三八、一〇〇円	三七、四〇〇円	四六、八〇〇円	五二、三〇〇円	三八、一〇〇円	三七、四〇〇円	四六、七〇〇円	三三、五〇〇円	三三、〇〇〇円	二九、八〇〇円	四七、一〇〇円	三二、二〇〇円	二九、三〇〇円	二九、〇〇〇円	三三、四〇〇円	三二、四〇〇円	三二、八〇〇円	四六、七〇〇円	三九、四〇〇円

	県営鷺沢柳沢住宅			県営若柳川南第二住宅		県営築館萩沢住宅		県営若柳川南住宅			県営追萩洗住宅					県営登米前舟橋住宅		県営若沼千貫住宅		
	同			同		同		栗原市			同					登米市		同		
平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同	同	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	同	平成三年度	同	昭和三十六年度	同	同
中層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同
五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・七	六八・四	六〇・一	六七・五	
〇・九七三〇	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九三三〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九九五六	〇・九八一九	〇・九七九四	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三〇	
〇・五一四六	〇・五五六八	〇・五五〇三	〇・五〇一〇	〇・四九二二	〇・四五三二	〇・七六七三	〇・六五二三	〇・五四一一	〇・六六三八	〇・六三四九	〇・七二四六	〇・六〇三三	〇・五九八七	〇・四七七五	〇・五四九四	〇・五四八〇	〇・五八三九	〇・五三三一	〇・五二六六	
四〇、三〇〇円	四一、六〇〇円	四〇、〇〇〇円	四一、九〇〇円	四一、二〇〇円	四一、一〇〇円	一〇六、八〇〇円	九三、四〇〇円	八一、七〇〇円	九一、二〇〇円	八八、一〇〇円	五三、四〇〇円	四四、三〇〇円	四四、三〇〇円	三五、二〇〇円	四九、四〇〇円	四九、二〇〇円	五一、八〇〇円	四五、三〇〇円	四五、四〇〇円	

	県営鹿島台福岸住宅			県営鳴瀬中央第二住宅		県営矢本赤井住宅			県営鳴瀬中央住宅		県営鳴瀬小野住宅			県営矢本下浦住宅					県営若柳新堤下住宅		県営築館久伝住宅		
	大崎市			同		同			同		同			東松島市					同		同		
昭和三十一年度	同	昭和三十年	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十年	昭和三十年	同	同	同			
同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	同			
五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三				
〇・九二〇七	〇・九二〇七	〇・九二〇七	〇・九六五七	〇・九八三六	〇・九八三六	〇・九八三六	〇・九八三六	〇・九二五九	〇・九三三二	〇・九三三二	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九四七九	〇・九七四一	〇・九七三〇	〇・九七三〇				
〇・三七七三	〇・三八四二	〇・三三九七	〇・六六〇四	〇・五八七二	〇・五八四〇	〇・五八〇四	〇・五七七三	〇・四八二四	〇・四六九〇	〇・四五七二	〇・四五五九	〇・四〇九三	〇・四〇二七	〇・三八八四	〇・三四九八	〇・三二七七	〇・六三三八	〇・六一五〇	〇・五九〇六				
三三、〇〇〇円	三四、二〇〇円	三三、一〇〇円	九一、五〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三四、三〇〇円	三四、三〇〇円	二四、五〇〇円	二五、八〇〇円	二六、二〇〇円	四一、二〇〇円	四〇、八〇〇円	三八、〇〇〇円	三七、七〇〇円	三三、四〇〇円	三一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	四八、二〇〇円	四六、四〇〇円				

宅 県宮蔵王井戸井住			県宮松山金谷住宅			宅 県宮古川李埴住宅 (老人世帯向け住宅)			県宮古川李埴住宅							宅 県宮三本木西浦住		県宮古川福浦住宅			
王 刈田郡蔵			同			同			同							同		同			
同	同	平成四年度	同	平成四年度	平成十四年度	平成十四年度	平成十四年度	同	同	同	平成十四年度	同	平成十年年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和六十三年度
同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造	
六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇		
〇・九八七	〇・九八七	〇・九八七	〇・九六二	〇・九六二	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三		
〇・六二一	〇・五九六五	〇・五一九七	〇・六一〇一	〇・六一七〇	〇・六三六五	〇・五二四九	〇・七三四二	〇・六三六五	〇・六二七九	〇・七五八五	〇・六四五二	〇・六九八七	〇・六二二八	〇・六二〇九	〇・五四五〇	〇・四九二六	〇・四九二六	〇・四八九七	〇・四八四一		
五三、一〇〇円	五〇、一〇〇円	四三、七〇〇円	八七、〇〇〇円	八六、五〇〇円	九七、五〇〇円	九三、五〇〇円	一〇七、七〇〇円	九七、五〇〇円	九五、五〇〇円	一一九、六〇〇円	一〇六、四〇〇円	五三、五〇〇円	五〇、一〇〇円	五〇、一〇〇円	四一、七〇〇円	三八、二〇〇円	二四、九〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円		

宅 県宮柴田東船岡住			県宮柴田船迫住宅							県宮村田石生住宅			宅 県宮大河原結ヶ丘					宅 県宮大河原上谷住			
同			柴田郡柴田町							柴田郡村田町			同					河原町大柴田郡			
同	同	同	同	同	平成四年度	昭和三十六年度	昭和三十六年度	昭和三十六年度	昭和三十六年度	昭和三十六年度	昭和三十六年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度	昭和三十八年度
同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六六・〇	六六・〇
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八八九	〇・九八八九	〇・九八八九	〇・九三八九	〇・九三八九	〇・九四八九	〇・九三八九	〇・九三八九	〇・九三七	〇・九三七	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・九五五九	〇・三三三三	〇・九八二七	〇・九八二七	〇・九八二七	〇・九八二七
〇・五九九五	〇・五八四七	〇・六六九二	〇・六一四〇	〇・四四三九	〇・五三四〇	〇・五〇〇一	〇・四六五九	〇・四六〇九	〇・四三三五	〇・四三三三	〇・四〇九二	〇・六四二五	〇・六三八三	〇・六〇三〇	〇・五九九八	〇・五九九三	〇・三三三三	〇・六四六九	〇・六四六九	〇・六四六九	〇・六四六九
八七、七〇〇円	八五、五〇〇円	五六、二〇〇円	五五、九〇〇円	三八、九〇〇円	四八、〇〇〇円	四五、三〇〇円	四八、二〇〇円	四八、二〇〇円	三八、九〇〇円	二六、八〇〇円	二六、〇〇〇円	一一六、五〇〇円	一一五、九〇〇円	一〇九、六〇〇円	一〇九、〇〇〇円	一〇八、九〇〇円	三三、九〇〇円	八六、八〇〇円	八三、八〇〇円	八三、八〇〇円	八三、八〇〇円



宮城小牛田峯山住宅 遠田郡美里町	同	同	同	同	同
	昭和三十五年	昭和三十六年	昭和三十五年	昭和三十六年	昭和三十五年
	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三
	〇・九三五八	〇・九三五八	〇・九三五八	〇・九三五八	〇・九三五八
	〇・四二〇四	〇・四三四一	〇・四三四一	〇・四三四一	〇・四三四一
	三七・五〇〇円	三五・〇〇〇円	三五・〇〇〇円	三五・〇〇〇円	三五・〇〇〇円
	五〇・六〇〇円	四五・一〇〇円	四五・一〇〇円	四五・一〇〇円	四五・一〇〇円

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数とする。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第八号

平成三十一年一月十九日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、八四一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四二、七五四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、八六〇	岩沼選挙区	一一、一九六
宮城野選挙区	五二、九六三	登米選挙区	二二、八一
若林選挙区	三八、一一三	栗原選挙区	一九、八五四
太白選挙区	六三、九八八	東松島選挙区	一一、二三八
泉選挙区	五九、九七六	大崎選挙区	三六、八七二
石巻・牡鹿選挙区	四三、二一八	富谷・黒川選挙区	二五、四三七
塩釜選挙区	一五、六六八	柴田選挙区	二三、一一二
気仙沼・本吉選挙区	二二、三七八	亘理選挙区	一三、一五二
白石・刈田選挙区	一三、七七三	宮城選挙区	一四、〇三三
名取選挙区	二一、二三七	加美選挙区	八、六七〇
角田・伊具選挙区	一一、三八五	遠田選挙区	一一、七八四
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六三三		

○宮選管告示第九号

平成三十一年一月十九日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、七五四

監査委員

○宮城県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成28年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成31年1月29日

宮城県監査委員 中 島 源 陽  
宮城県監査委員 す じ ゅ う 哲

宮城県監査委員 石 森 建 二  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

宮 城 県 収 用 委 員 会

第1 監査結果の報告

平成28年度の包括外部監査の結果（地方独立行政法人宮城県立こども病院の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）については、平成29年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月18日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

平成31年 1月11日

第3 措置の内容

番号	項 目	監査の結果及び意見 (Pは平成28年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措 置 の 内 容
1	H. 人事管理 4. 医師の派遣に関する規程の整備 【指摘】	応援医師の派遣は、病院間の連携であり、病院としての機能と考えられ、応援報酬の帰属主体は当法人であり、すなわち当法人の医療収益に計上するべきである。その上で、給与制度において、医師への応援手当等を定め、インセンティブを含めた均衡を図ることも必要と考える。 (P111)	当法人では、これまで、医師の他病院への派遣は、当院が有する高度専門医療への支援要請への対応と地域医療に対する貢献の拡大等の観点から実施しており、勤務時間外での派遣を原則とし、やむを得ず勤務時間内に派遣する場合には、その公益性や重要性に照らして職務専念義務を免除している。今後、他の地方独立行政法人が運営する病院の事例等を踏まえ、法人職員が法人業務以外の業務に従事する場合の規程等を整備し、当該業務に従事する場合の許可基準や報酬を受ける場合の給与制度上の取り扱いを厳格に規定する。

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成31年 1月29日

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

県道石巻鮎川線改築工事（十八成浜道路・宮城県石巻市十八成浜白浜地内から同市十八成浜大嵐山地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県石巻市十八成浜葉ノ木沢

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	使 用
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
10番	畑	畑	575	575.03	22.22	3.02
12番2	山林	畑	2,282	2,282.16	676.30	25.18

4 土地所有者の氏名及び住所

宮城県石巻市十八成浜葉ノ木沢10番

土地所有者不明

ただし、登記名義人 後藤哲雄 法定相続人（別紙のとおり）

なお、後藤哲雄の登記簿上の住所 宮城県牡鹿郡鮎川村十八成浜字十八成67番地

宮城県石巻市十八成浜葉ノ木沢12番2

土地所有者不明

ただし、登記名義人 後藤哲雄 法定相続人（別紙のとおり）

なお、後藤哲雄の登記簿上の住所 宮城県牡鹿郡牡鹿町大字十八成浜字十八成67番地

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成31年 1月18日